配信番号:17051483

新 JASSO支援金のご案内

受信グループ:生命研_教務 登録者グループ:教育学生・学生支援_経済支援 登録者:山口 恒隆 登録日時:2017/05/16 09:23

各学部・研究科
奨学事務担当者 各位

お世話になっております。
学生支援課 経済支援係の山口です。

日本学生支援機構ではH26年10月にJASSO支援金を創設し、
自然災害等により、居住する住宅に
半壊以上等の被害を受けた学生の支援を実施しています。

この制度では自然災害以外での被害（火災等）でも対象となります。
ポスター等により当該制度につきましてポスター等により周知願います。

（例えば、先日発生した八木山のマンション火災でも対象となるとのことです。
・八木山のマンション火災
http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201704/20170426_13047.html
この場合、居住している自分の部屋が半壊以上の被害を受けた場合対象となります）

●JASSO支援金
対象者：自然災害等により「現在住んでいる住宅」が半壊以上の被害をうけた者
（県外の実家が被災、学生本人は仙台のアパートに居住、という場合は対象外）
奨学生以外も対象となる。

支給額：10万円（返済不要）

推薦期限：災害発生日の翌月から3か月以内

詳細は日本学生支援機構からの案内を確認ください。
対象者がいる場合はまず経済支援係へご連絡願います。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

--
東北大学経済支援係
TEL:022-795-7816
FAX:022-795-7771

添付ファイル1：JASSO支援金（ポスター）.docx(39kb)

添付ファイル2：H29JASSO支援金案内.pdf(969kb)

作業開始 | 完 了 | 配信・公開 | 回答画面 | ToDo化

配信先情報

受信グループ	状態	処理者	処理日時	回答	回答日時

日本学生支援機構　寄附金事業

「JASSO 支援金」

多くの方々から寄せられた寄附金を基に「JASSO 支援金」事業が創設されました

自然災害等により、居住する住宅に半壊以上の被害を受けた学生に対し、学業継続の支援が行われます

〔詳細は担当係に問い合わせてください〕

◆対 象 者　：　次の全てに該当する者

(1)　**本学在学中の者（外国人留学生を含む）**
- ＊科目等履修生、研究生等は除く
- ＊成績不振による留年中に発生した災害及び申請は対象外
- ＊入学前に発生した災害及び申請は対象外
- ＊休学中に発生した災害は対象外

(2)　**自然災害等の発生により、居住する住宅**（学生本人が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）**に、半壊以上の被害を受けた者** 又は **自然災害等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる者**
- ＊平成 26 年 7 月 1 日以降 に発生した自然災害等を対象とする

(3)　**学修意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学部長・研究科長が認める者**

※　同一の災害について、1 回のみ申請可
※　機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請可

◆支 援 額　：　10 万円（返還不要）

◆申請期限　：　自然災害等発生月の翌月から起算して 3 ヶ月を超えない期間内で担当係が定める期限（申請期限は必ず下記担当係へ問い合わせること）

◆申請・問い合わせ先

学部 1・2 年　→ 学生支援課 経済支援係
学部 3 年以上及び大学院学生 → 所属学部･研究科 奨学金担当係

日本学生支援機構寄附金事業

「JASSO 支援金」の

ご　案　内

元奨学生や篤志家の方々などから
寄せられた寄附金を基に
「JASSO 支援金」事業を創設しました。

自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 支援金の支給を行います。

詳細はこちら **http://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/**

◆　JASSO 支援金の申込みは、学校の担当窓口へ

平成 29 年 4 月 1 日

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO　Japan Student Services Organization

目　次

申請要項	・・・	１～６
Q&A	・・・	７～９
様式	・・・	様式１～様式６

「JASSO 支援金」申請から支給までの流れ

自然災害等で居住する住宅に半壊以上の被害発生（学生）

▼

申請書類提出（学生⇒学校）

▼

推薦（学校⇒JASSO）
※データの送信と推薦書類の郵送

▼

日本学生支援機構（JASSO）での審査

▼

審査結果の通知（JASSO⇒学校⇒学生）

▼

「JASSO 支援金」の振込み
日本人学生　（　JASSO ⇒ 学生　）
外国人留学生（JASSO⇒学校⇒学生）

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」申請要項

独立行政法人日本学生支援機構

１．本事業の目的

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生又は生徒（以下「学生等」という。）が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 支援金の支給を行う。

２．申請資格

次の全てに該当する人。

（１）日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程のうち、日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の奨学金貸与対象校・対象学科に在学中の学生等（外国人留学生を含む）。

（２）自然災害等の発生により、居住する住宅（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、半壊以上の被害（全壊・半壊・全焼・半焼失・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水）を受けた場合又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が１か月以上継続（以下「長期避難」という。）した場合。

（３）学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。

※　本機構奨学金の貸与対象外の課程に在学中の人、科目等履修生、研究生、聴講生等は除く。

※　成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している人を除く。）に発生した災害は対象外とする。

※　入学前に発生した災害は対象外とする。

※　休学中に発生した災害は対象外とする。

※　同一の災害につき、申請は１回とする。

※　本機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができる。

３．支給額

10 万円

※　返還不要

４．支援金の申請および推薦方法

学生等は、本機構が指定する申請書類により在学する学校を通じて申請し、学校は、書類を確認の上、学校長名により本機構理事長宛に推薦する。

５．申請および推薦期間

（１）受付開始

平成 26 年 10 月より随時受付

（２）学校からの推薦期限

自然災害等発生月の翌月から起算して 3 か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中の推薦であること。

６．申請および推薦から支援金支給までの手続き

学生等は、本機構が指定する申請書類を在学する学校に提出し、学校は、書類を確認の上、学校長名により本機構理事長宛に推薦すること。

支援金の申請に係る書類は、本機構ホームページからダウンロードすること。

JASSO 支援金に関する本機構ホームページ

http://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/index.html

※ 本人及び学校から提出された書類については、支給の取り消し及び取り下げとなった場合を含め返却しない。

（１）申請者が日本人学生の場合

※ 外国人留学生以外の外国籍の学生等も含む。以下同じ。

【学生等が行う手続き】

支援金の支給を希望する学生等は、本機構のホームページ画面より申請書をダウンロードし、必要事項を記入した上で、次の書類を揃えて在学する学校に提出する。

◆提出書類◆

① 様式１_申請書（日本人学生用） ※本機構ホームページよりダウンロード

② **＜半壊以上の被害を受けた場合＞**

罹災証明書（コピー可）、または市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー（罹災証明書の発行に時間がかかる場合）

※ 罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとする。断水・停電理由の罹災証明書では支給しない。

※ 市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーで申請した場合は、追って罹災証明書を学校経由で提出すること。半壊以上の罹災証明書の提出を本機構で確認した後、支援金の振込みを行う。

＜長期避難の場合＞

自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が 1 か月以上継続したことがわかる自治体のホームページの公示を印刷したもの等、公的な客観資料

③ 支援金の振込みを希望する口座の名義人および口座番号がわかる通帳等のコピー

※ 支援金の振込口座について

・申請者（学生）名義の普通口座のみとする。（本機構奨学金貸与中の場合は、原則として、奨学金振込口座と同一口座を指定すること。）

・次の金融機関等は取り扱わない。

農協、外資系銀行、ネットバンク等（新生銀行、あおぞら銀行、セブン

銀行等）
・インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可。

【学校が行う手続き】

学校等の事務担当者は、学生等から申請があった場合、以下の方法で本機構理事長宛に学校長名で推薦する。なお、推薦には、ホームページからのデータ送信と、書類の郵送が必要となるので、注意すること。

1） 申請資格等、申請内容の確認

以下について確認する。

① 申請資格を満たしていること。 ※ P1「2．申請資格」参照。

② 本人からの申請書類一式（【学生等が行う手続き】の提出書類①～③）が揃っていること。

※ 申請書に記載の振込口座について、次のことに注意すること。

・申請者（学生）名義の普通口座であること。（本機構奨学金貸与中の場合は、原則として、奨学金振込口座と同一口座であること。）

・次の金融機関等は利用できない。
農協、外資系銀行、ネットバンク等（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）

・インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可。

※ 申請書の罹災住所について、学校等の管理簿等に記された住所 （学校届出住所）と同一であること。

2） 推薦関係書類の作成およびデータ送信

① 本機構ホームページ画面から以下の様式をダウンロードする。
・学校担当者用推薦様式（日本人学生用）

② ①の様式の下記2つのシートに必要事項を入力する。
ア．様式2_推薦書（日本人学生 学校担当者用）
イ．様式2－別紙_申請者一覧

③ 上記①の様式のファイル名を「学校番号（6桁）＋ nihonsuisen ＋ 日付（4桁）」に変更して、本機構ホームページ画面から送信する。なお、送信の際は、エクセル形式のままで送信する。

※ 送信データは、暗号化された通信（SSL）で保護される。

3） 本機構への推薦（郵送）

次の書類をととのえて、本機構宛に郵送する。

◆提出書類◆

① 様式2_推薦書（日本人学生 学校担当者用）および様式2－別紙_申請者一覧

※ 様式2_推薦書（日本人学生 学校担当者用）には、学校長印を押印すること。

② 学生等から提出された書類一式（【学生等が行う手続き】の提出書類①～③）

※　書類提出の際は、封筒の表に「JASSO 支援金申請書等在中」と朱書きの上、申請期間内（消印有効）に簡易書留で送付すること。

４）申請者への審査結果の通知

本機構は、審査結果について次の書類を学校に送付するので、学校は、申請者に支給の可否を通知すること。

［支給対象者について］

①「JASSO 支援金の申請結果について」（学校用）
②　①の別紙　（学校用）
③「JASSO 支援金の申請結果について」（申請者用）
④「JASSO 支援金に関するアンケート」
※④については、学生用及び学校用ともに本機構へ提出すること。

［支給対象非該当について］

①「JASSO 支援金の申請結果について（支給対象外）」（学校用）
②　①の別紙　（学校用）
③「JASSO 支援金の申請結果について（支給対象外）」（申請者用）

５）支給対象者への支援金の振込みについて

本機構は、審査結果を通知後、申請書に記載された本人名義の口座に支援金を振込む。

（２）申請者が外国人留学生の場合

【学生等が行う手続き】

支援金の支給を希望する外国人留学生は、以下の書類を在学する学校に提出する。

＜半壊以上の被害を受けた場合＞

罹災証明書（コピー可）、または市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー（罹災証明書の発行に時間がかかる場合）

※　罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとする。断水・停電理由の罹災証明書では支給しない。

※　市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーで申請した場合は、追って罹災証明書を学校経由で提出すること。半壊以上の罹災証明書の提出を本機構で確認した後、支援金の振込みを行う。

＜長期避難の場合＞

自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が 1 か月以上継続したことがわかる自治体のホームページの公示を印刷したもの等、公的な客観資料

【学校が行う手続き】

学校等の事務担当者は、外国人留学生から申請があった場合、以下の方法で、本機構理事長宛に学校長名で推薦する。なお、推薦には、ホームページからのデータ送信と、書類の郵送が必要となるので注意すること。

１）　申請資格等、申請内容の確認

以下について確認する。

① 申請資格を満たしていること。 ※ P１「２．申請資格」参照。

② 申請者からの申請書類（【学生等が行う手続き】の提出書類）が揃っていること。

※ 申請書の罹災住所について、学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一であること。

２） 推薦関係書類の作成およびデータ送信

① 本機構ホームページ画面から以下の様式をダウンロードする。

・学校担当者用推薦様式（外国人留学生用）

② ①の様式の下記２つのシートに必要事項を入力する。

ア．様式３_推薦書（外国人留学生 学校担当者用）

イ．様式３－別紙_申請者一覧

③ 上記①の様式のファイル名を「学校番号（6 桁）＋ ryugakusuisen ＋ 日付（4 桁)」に変更して、本機構ホームページ画面から送信する。なお、送信の際は、エクセル形式のままで送信する。

※ 送信データは、暗号化された通信（SSL）で保護される。

④ 様式４_申請書・委任状（外国人留学生用）を印刷し、申請を希望する外国人留学生本人のサインを得る。

⑤ 様式５_振込口座届（外国人留学生 学校担当者用）を作成する。

※ 支援金の振込口座について

・学校長名義の普通口座のみとする。

・次の金融機関等は取り扱わない。

農協、外資系銀行、ネットバンク等（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）

３）本機構への推薦（郵送）

次の書類をととのえて、本機構宛に郵送する。

◆提出書類◆

① 様式３_推薦書（外国人留学生 学校担当者用)」および様式３－別紙_申請者一覧

※ 様式３_推薦書（外国人留学生 学校担当者用）には、学校長印を押印すること。

② 様式４_申請書・委任状（外国人留学生用）

③ 様式５_振込口座届（外国人留学生 学校担当者用）

④ 外国人留学生から提出された罹災証明書、または市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー

※ 書類提出の際は、封筒の表に「JASSO 支援金申請書等在中」と朱書きの上、申請期間内（消印有効）に簡易書留で送付すること。

４）申請者への審査結果の通知

本機構は、審査結果について次の書類を学校に送付するので、学校は、申請者に支給の可否を通知すること。

［支給対象者について］
① 「JASSO 支援金の申請結果について」（学校用）
② ①の別紙 （学校用）
③ 「様式６_受領報告書（外国人留学生用）」
［支給対象非該当の者について］
① 「JASSO 支援金の申請結果について（支給対象外）」（学校用）
② ①の別紙 （学校用）

５）支給対象者への支援金の振込み等について

支給対象者に対しては、本機構から「様式５_振込口座届（外国人留学生　学校担当者用）」に記載のあった学校長名義の口座に支援金を振込むので、学校から支給対象者へ支援金を支給すること。

６）様式６_受領報告書（外国人留学生用）の提出

学校担当者は、支給対象者に支援金を支給した際、本機構から送付する「様式６_受領報告書（外国人留学生用）」に受領者本人のサインを得ること。同報告書については、原則として、「JASSO 支援金の申請結果について」（学校用）別紙に記載されている振込予定日より１ヶ月以内に本機構へ提出すること。

７．支給の取消し

本機構は次のいずれかに該当する場合は、支給対象者の決定を取り消し、すでに支援金を支給済みの場合は、大学等の長を通じて全額を返納させることができる。

（１）虚偽の申請その他不正の行為により支給対象者となったことが判明したとき。
（２）支給対象者として適切でないと判断したとき。

８．その他

（１）後日提出を約束した罹災証明書の提出がない場合、あるいは、その内容が申請資格を満たしていない場合、口座番号不一致や書類不備に関する照会に対し期限までに回答がなかった等の場合は、申請を無効とする。
（２）災害の規模や状況により、支給時期、支給額等の変更が生じる場合がある。
（３）支援内容の検討のため、学校および支給者にアンケートへの協力をお願いする場合がある。

９．関係書類の送付先及び照会先

独立行政法人日本学生支援機構　政策企画部広報課　JASSO 支援金担当
〒162－8412　東京都新宿区市谷本村町　１０－７
電話：03－6743－6011　　ＦＡＸ：03－6743－6662

JASSO 支援金に関する本機構ホームページ
http://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/

JASSO 支援金　申請要項に関するＱ＆Ａ

【Ｑ１】　JASSO 支援金は、返還の必要がありますか。

Ａ１．　JASSO 支援金は、返還の必要はありません。

【Ｑ２】　申請はいつまで受け付けられますか。

Ａ２．　自然災害等が発生した月の翌月から数えて、３か月を超えない期間内に学校から本機構に推薦書類が到着する必要があります。例えば、罹災が１月中の場合は、同年 4 月 30 日（消印有効）が受付期限となります。

【Ｑ３】　罹災証明書の取得に時間がかかります。罹災証明書がなくても、申請できますか。

Ａ３．　市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式（コピー）を添付して申請することができます。ただし、追って罹災証明書を提出する必要があります。罹災証明書の提出があったものから JASSO 支援金の振込みを行います。
なお、罹災証明書は、全壊・半壊・床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものが必要です。断水・停電理由の罹災証明書は対象外です。

【Ｑ４】　入学前の罹災を理由に申請できますか。

Ａ４．　申請できません。在学中の罹災のみ対象となります。

【Ｑ５】　現在、休学していますが、申請できますか。

Ａ５．　休学中の罹災については申請できませんが、罹災後に休学した場合は申請できます。

【Ｑ６】　海外留学中ですが申請できますか。

Ａ６．　原則的には申請できません。ただし、短期の留学のため、生活の本拠として居住している日本国内の住宅から一時的に離れている場合は申請可能です。

【Ｑ７】　成績不振のため、現在留年中ですが、申請できますか。

Ａ７．　申請できません。成績不振による留年中の罹災、あるいは留年中は申請できません。

【Ｑ８】　現在は留年していませんが、成績不振のため、卒業延期が決まっています。申請できますか。

Ａ８．　申請できません。成績不振による留年と同様とみなします。

【Ｑ９】　すでに卒業していますが、在学中の罹災について申請できますか。

Ａ９．　申請できません。推薦時に、日本国内の本機構奨学金貸与対象校に在学している必要があります。

【Q10】　通信教育課程所属の学生は申請できますか。

A10.　通信教育（大学・短期大学・専修学校専門課程）及び放送大学全科履修課程に在学している学生は申請できます。

【Q11】　現在、専攻科に属している者は、申請できますか。

A11.　本機構の奨学金の貸与対象の専攻科であれば、申請できます。

【Q12】　支援金と奨学金（第一種・第二種奨学金）の両方を申請することはできますか。

A12.　それぞれ申請条件・手続方法が異なりますが、条件に合えば両方の申請は可能です。

【Q13】　現在日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていますが、給付を受けると貸与総額が変わりますか。

A13.　貸与中の奨学金とは関係ありませんので、貸与総額が変わることはありません。

【Q14】　日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていません。JASSO 支援金を申請できますか。

A14.　申請できます。申請資格を満たせば、奨学金の貸与を受けていない学生・生徒も申請できます。

【Q15】　他の団体の奨学金や災害支援を受けています。申請できますか。

A15.　申請できます。

【Q16】　学生が生活の本拠として居住している住宅ではなく、当該学生の家計支持者が居住もしくは商売を営んでいる住宅が罹災し全壊した場合は申請できますか。

A16.　申請できません。学生が生活の本拠として居住している日本国内の住宅が罹災した場合に限ります。

【Q17】　住民登録をしていない場合や、借家、下宿でも対象となりますか。

A17.　住民登録がない場合でも、学生生活の本拠として居住する住宅であれば対象となります。また、借家や下宿でも対象となります。

【Q18】　研修のため一時的に住んでいた住宅で罹災しましたが、対象となりますか。

A18.　研修・アルバイト等による一時的な住宅は、学生生活の本拠として日常的に使用している住宅とはいえないため、対象外です。

【Q19】　罹災事由が異なる場合は、同じ学生でも複数回申請できますか。

A19.　同一の災害による支給は 1 回のみですが、罹災の原因となった自然災害等が異なる場合は、改めて申請できます。

【Q20】　自然災害以外でも対象となりますか。

A20.　罹災の原因は、事故等、人的な災害も対象となります。

【Q21】　学校ごとに推薦人数の制限はありますか。

A21.　制限はありません。申請資格を満たす学生等は全員、申請・推薦してください。

【Q22】　「自然災害等による長期避難の場合」を証明する書類は何を提出すればよいですか。

A22.　自治体の指示による住居への立入禁止の危険な状態が１か月以上継続したことがわかる自治体のホームページの公示を印刷したもの等、公的な客観資料を提出してください。自己申告は認められません。

【Q23】　罹災証明書に、「全壊・半壊・全焼・半焼失等」の罹災の程度の記載がない場合はどうすればよいですか。

A23.　自然災害による罹災の場合、罹災証明書には住宅の罹災の程度を記載することになっていますので、住宅についての被害の程度を必ず記載してもらってください。
火災の場合で罹災証明書に「全焼・半焼失」の記載がない場合は、罹災証明書に加え、「全焼・半焼失」がわかる書類（火災保険会社による損害状況の確認書類などの写し）を添付してください。自己申告は認められません。

【Q24】　申請書の罹災住所と学校の管理簿に記された届出住所が一致しませんでした。申請できますか。

A24.　申請できません。申請書の罹災住所と学校の管理簿上の届出住所は同一である必要があります。

【Q25】　現在貸与を受けている日本学生支援機構奨学金の振込口座以外の口座を指定できますか。

A25.　確実な振込のため、原則として現在貸与を受けている奨学金の振込口座を指定してください。
なお、奨学金の貸与を受けていない場合は、日本国内の普通銀行（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、ゆうちょ銀行）・信用金庫・労働金庫の普通預金口座を指定してください。（インターネット支店は除く）。ただし、一定期間取引がない口座（休眠口座）は使用できません。

【Q26】　申請書類に不備があったため、返送されました。いつまでに再提出すればよいですか。

A26.　返送書類受領後、原則として、1 ヶ月以内に再提出してください。期限までに回答がなかったり、再提出の書類に不備があった場合は申請が無効なることがあります。

【Q27】　罹災証明書の記載内容が申請資格を満たさなかったため、申請を取下げたいのですが、どうすればよいですか。

A27.　取下げたい該当者の氏名等を記載し、学校長印が押印された「申請取下げ依頼」（様式任意）を提出してください。

【Q28】　申請後、何日後に支給されますか。

A28.　災害の状況、申請者の人数により異なります。支給日は学校を通じてお知らせします。

（様式１_申請書：日本人学生用）

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人日本学生支援機構　理事長　殿

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」申請要項に基づき、所定の必要書類を添えて JASSO 支援金の支給を申請します。

<table>
<tr><td>学校名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>学部・学科・
研究科名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>学籍番号</td><td></td><td>学年</td><td>年</td></tr>
<tr><td>氏名（自署）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>罹災住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>罹災事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>罹災状況</td><td colspan="3">全壊・半壊・全焼・半焼失・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水・長期避難</td></tr>
<tr><td>連絡先電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">振込口座
・学生本人名義の普通預金口座に限ります。（本機構奨学金貸与中の場合は、原則として、奨学金振込口座と同一口座を指定してください。）
・以下の金融機関は取扱いをしていません。
農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク等（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）
・インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可です。</td><td>金融機関名</td><td colspan="2">銀行・信用金庫・
労働金庫・信用組合</td></tr>
<tr><td>支店名</td><td colspan="2">支 店</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>口座名義
（カナ）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

【添付書類】

・罹災証明書（コピー可）、罹災証明書がすぐに発行されない場合は市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式（コピー）

・振込みを希望する口座の通帳等のコピー

※ ご記入いただいた情報は、JASSO 支援金支給のためにのみ使用し、その他の目的には利用されません。

学校確認欄

日本学生支援機構記入欄

（様式2_推薦書：日本人学生　学校担当者用）

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」推薦書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人日本学生支援機構　理事長　殿

学校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学（校）長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 公印

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」申請要項に基づき、下記の事項を全て満たしていると確認した者 ＿＿＿＿＿＿ 名を別紙の申請者一覧のとおり推薦します。

【確認事項】

・申請者は、日本学生支援機構の奨学金の貸与対象学科に在学中であり、入学前および休学中に発生した災害についての申請ではない。
・申請者は、学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅について半壊以上の被害を受けた、または自治体の避難勧告等による住宅への立入禁止等が1か月以上継続した学生等である。
・申請者は、学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等であり、成績不振による留年中の災害および申請ではない。
・申請者の罹災時の居住住所が、学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一である。

学校事務連絡担当者

部 署　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校番号						区分		
						－		

（様式2－別紙_申請者一覧）

学校番号							区分	
0	0	0	0	0	0	－	0	0

学校名 0　　人数 0 名

通番	添付書類		学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	漢字氏名	カナ氏名	性別	生年月日	罹災住所 （都道府県から入力してください）	罹災日	罹災事由 ※台風を事由として発生した災害は、必ず「台風」を選択してください。	罹災情況	JASSO奨学金貸与の有無
	罹災証明書	罹災証明の申請書類一式												
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

記入例(様式2－別紙_申請者一覧)

学校番号							区分	
1	0	2	3	4	5	－	0	1

学校名 JASSO大学　　人数 2 名

推薦書（様式2）に入力したものが反映されます。

プルダウンで下記の中から選択してください。
「台風」（以下は台風を除く）
「大雨」「暴風・突風・竜巻」「地震」
「大雪」「落雷」「噴火」「その他」

JASSO奨学金を借りている人の場合に、プルダウンで〇を選択してください。

通番	添付書類		学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	漢字氏名	カナ氏名	性別	生年月日	罹災住所（都道府県から入力してください）	罹災日	罹災事由 ※台風を事由として発生した災害は、必ず「台風」を選択してください。	罹災情況	日本学生支援機構の第一種・第二種の貸与の有無
	罹災証明書	罹災証明の申請書類一式												
1	○		▲▲学部▲▲▲▲学科	FG11D1111	2年	●●● ●●	△△△△△ △△△△△	男	1994年5月8日	●●●●●●●●●●	2014年9月14日	台風	半壊	○
2		○	大学院修士課程△△研究科	Y14A1234	M2年	●● ●●	△△△△ △△△△△△	女	1991年7月31日	●●●●●●●●●●	2014年9月20日	落雷	半焼失	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														

学生から提出された証明書類により、「罹災証明書」または「罹災証明の申請書類一式」に〇をしてください。

プルダウンで学年を選択してください。
なお、大学院修士課程の場合はM1～M3、博士課程の場合はD1～D4から選択してください。

プルダウンで男か女かを選択してください。

西暦年月日（年/月/日）で入力してください。
例：2014/10/05と入力
→2014年10月5日と表示されます。

プルダウンで下記の中から選択してください。
「全壊」「半壊」
「全焼」「半焼失」
「全流出」「半流出」
「全埋没」「半埋没」
「床上浸水」
「長期避難」

（様式3_推薦書:外国人留学生　学校担当者用）

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」推薦書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人日本学生支援機構　理事長　殿

学校名 _____

学(校)長 _____ 公印

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」申請要項に基づき、下記の事項を全て満たしていると確認した者 _____ 名について、別紙の申請者一覧のとおり推薦します。
JASSO支援金の支給は、振込口座届に記載の学(校)長名義の口座に振込みを依頼します。

【確認事項】

・申請者は、日本学生支援機構の奨学金の貸与対象学科に在学中であり、入学前および休学中に発生した災害についての申請ではない。
・申請者は、学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅について半壊以上の被害を受けた、または自治体の避難勧告等による住宅への立入禁止等が1か月以上継続した学生等である。
・申請者は、学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等であり、成績不振による留年中の災害および申請ではない。
・申請者の罹災時の居住住所が、学校等の管理簿等に記された住所(学校届出住所)と同一である。

学校事務連絡担当者

部 署 名:

氏　　名:

電話番号:

FAX番号:

メールアドレス:

学校番号						区分		
						－		

（様式3－別紙_申請者一覧）

学校番号						区分		
0	0	0	0	0	0	－	0	0

学校名 0　　人数 0 名

通番	添付書類		学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	氏名（アルファベット）	カナ氏名	性別	生年月日	罹災住所 （都道府県から入力してください）	罹災日	罹災事由 ※台風を事由として発生した災害は、必ず「台風」を選択してください。	罹災情況
	罹災証明書	罹災証明の申請書類一式											
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

記入例(様式3－別紙_申請者一覧)

学校番号							区分	
1	0	2	3	4	5	－	0	1

学校名 JASSO大学　　人数 2 名

推薦書(様式3)に入力したものが反映されます。

プルダウンで下記の中から選択してください。
「台風」（以下は台風を除く）
「大雨」「暴風・突風・竜巻」「地震」
「大雪」「落雷」「噴火」「その他」

通番	添付書類 罹災証明書	添付書類 罹災証明の申請書類一式	学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	氏名(アルファベット)	カナ氏名	性別	生年月日	罹災住所（都道府県から入力してください）	罹災日	罹災事由 ※台風を事由として発生した災害は、必ず「台風」を選択してください。	罹災情況
1	○		▲▲学部▲▲▲▲学科	FG1111111	2年	●●●●●●●●	△△△△△　△△△△△	男	1994年5月8日	●●●●●●●●●	2014年9月14日	台風	半壊
2		○	大学院修士課程△△研究科	Y14A1234	M2年	●●●●●●●●	△△△△　△△△△△△	女	1991年7月31日	●●●●●●●●●	2014年9月20日	落雷	半焼失
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

学生から提出された証明書類により、「罹災証明書」または「罹災証明の申請書類一式」のどちらかに○をしてください。

プルダウンで学年を選択してください。
なお、大学院修士課程の場合はM1～M3、博士課程の場合はD1～D4から選択してください。

プルダウンで男か女かを選択してください。

西暦年月日（年/月/日）で入力してください。
例：2014/10/05と入力
→2014年10月5日と表示さ

プルダウンで下記の中から選択してください。
「全壊」「半壊」
「全焼」「半焼」
「全流出」「半流出」
「全埋没」「半埋没」
「床上浸水」
「長期避難」

（様式4_申請書・委任状：外国人留学生用）

平成　　年　　月　　日

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」申請書・委任状

学校番号							区分		
							－		

名

学校名：

事務担当者氏名：　　印

独立行政法人日本学生支援機構　理事長　殿

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」申請要項に基づき、JASSO支援金の支給を申請いたします。
なお、JASSO支援金の受領及び返納方について、学（校）長　　氏に委任します。

通番	学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	氏名（アルファベット）	罹災住所	申請者サイン
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

様式5_振込口座届（外国人留学生　学校担当者用）

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」振込口座届

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」について、下記口座へ振込みを依頼します。

振込口座	金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫 信用組合
	支店名	支店
	口座番号	
	口座名義（漢字）	
	口座名義（カナ）	

※　学（校）長名義の普通口座に限ります。

※　農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク等（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）の金融機関は取扱いをしていません。

※　該当する金融機関種別（銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合）に、〇を付してください。

学校番号						区分		
						－		

【要返送】

様式6_受領報告書（外国人留学生）

平成　　年　　月　　日

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」受領報告書

独立行政法人日本学生支援機構　理事長　殿

JASSO支援金の支給決定者が、支援金（10万円）を以下のとおり受領いたしましたので報告いたします。

学校名：

担当者氏名：　　印

学校番号：

区分	学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	氏名（アルファベット）	受領年月日	受領サイン（自署）
					平成　年　月　日	
					平成　年　月　日	
					平成　年　月　日	
					平成　年　月　日	
					平成　年　月　日	
					平成　年　月　日	
					平成　年　月　日	
					平成　年　月　日	
					平成　年　月　日	
					平成　年　月　日	